

福岡自治研修センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡自治研修センター条例（令和四年福岡県条例第三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書及び添付書類)

第二条 条例第四条第一項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第四条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 団体の事業及び活動内容に関する書類
- 二 団体の財務状況に関する書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

(休館日)

第三条 福岡自治研修センター（以下「センター」という。）の休館日は、十二月二十九日から翌年一月三日までの日とする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、休館日を変更し、又は別に定めることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、知事が必要と認めた場合は、臨時に休館し、又は開館することができる。

(開館時間)

第四条 センターの開館時間は、午前九時から午後九時までとする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、開館時間を変更することができる。

きる。

3 前二項の規定にかかわらず、知事が必要と認めた場合は、開館時間を変更することができる。

(割増利用料金)

第五条 条例別表備考二の規則で定める額は、千円以上の額で、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めた額とする。

(超過利用料金)

第六条 条例別表備考三の規則で定める額は、次のとおりとする。

一 超過時間が正午から午後五時までの場合 超過時間一時間につき、条例別表に定める午後一時から午後五時までの額の一時間当たりの額

二 超過時間が午後五時から午後九時までの場合 超過時間一時間につき、条例別表に定める午後六時から午後九時までの額の一時間当たりの額

2 前項の場合において、超過時間が一時間未満であるときは一時間とし、一時間を超える場合において一時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、一時間として計算する。

(附属設備等利用料金)

第七条 条例別表備考四の規則で定める額（以下「附属設備等利用料金」という。）は、別表のとおりとする。

(利用料金の徴収時期)

第八条 利用料金の徴収時期は、センターの利用の許可をするときとする。ただし、国若しくは地方公共団体が利用する場合又は指定管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、附属設備等利用料金は、センターを利

用するときに徴収する。

3 第一項の規定にかかわらず、第六条第一項各号に定める額のうち利用後に徴収することが適当と認められるものについては、利用後に徴収する。

(利用料金の減免)

第九条 条例第六条第七項の規定に基づく利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める利用料金の額について行うものとする。

- 一 福岡県若しくは福岡県自治振興組合又は県内市町村が、職員の研修のために利用する場合 利用料金の全額
- 二 指定管理者が、センターの設置目的を達成する事業を行うために利用する場合 利用料金の全額
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が認める額
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合 知事が認める額

(利用料金の還付)

第十条 条例第六条第八項ただし書の規定に基づく利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額について行うものとする。

- 一 利用者の責めに帰することができない理由でセンターを利用できなくなった場合 利用料金の全額又は一部の額
- 二 利用者が、あらかじめ知事の承認を得て指定管理者が別に定める日までに取消しを申し出た場合 指定管理者が別に定める額
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承

認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が認める額

四 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合 知事が認める額

(利用料金の端数計算)

第十一条 センターを利用する場合において、条例別表備考二又は別表備考二の規定に基づき決定された額に十円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(補則)

第十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

別表（第七条関係）

| 品名 | 単位 | 金額 |
|--------------|--------|--------|
| 音響装置 | 一式（一回） | 一、一四〇円 |
| スクリーン（可動式） | 一式（一回） | 六一〇円 |
| プロジェクター（可動式） | 一式（一回） | 九五〇円 |
| ホワイトボード（可動式） | 一式（一回） | 一一〇円 |

備考

- 一 この表の額は、午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで及び午後六時から午後九時までをそれぞれ一回として算定するものとする。
- 二 利用時間を超えて利用するときの額は、一時間ごとにこの表に掲げる額の二十五パーセントに相当する額とする。
- 三 音響装置を使用できる研修室は、大研修室、中研修室A、中研修室B、研修室二〇、研修室二五、研修室二六、研修室三〇及び研修室三五とする。

別記様式（第2条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

(申請者)
主たる事務所の所在地

団体名称

代表者氏名

福岡自治研修センター条例第4条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

| | |
|----------|-------------|
| 公の施設の名称 | |
| 公の施設の所在地 | |
| 担当部署名 | |
| 担当者職名・氏名 | |
| 担当者連絡先 | 電話 ファックス |